

令和元年 10月開始

～認知症などで行方不明の心配があるご家族～



岩倉市認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業

☆岩倉市認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業とは？

認知症などで在宅高齢者が行方不明となった場合に備えて、あらかじめ岩倉市に登録しておくことで、早期発見、事故の防止につなげる事業です。

あわせて、事前登録した方は、「認知症高齢者等個人賠償責任保険」の加入ができますので、行方不明になる可能性がある方は事前登録をお願いします。

岩倉市認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業事前登録

登録対象者

- ・65 歳以上の人で認知症状があり、行方不明となる恐れがある人または、行方不明となったことがある人
(65 歳未満の若年性認知症の人も含む)

手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・対象者の胸より上の写真と全身の写真 (L 判程度 89mm×127mm)

受付登録窓口

- ・岩倉市 健康福祉部 長寿介護課
0587-38-5811
- ・岩倉市地域包括支援センター
0587-38-0303
- ・岩倉東部地域包括支援センター
0587-96-6553

問合先

岩倉市 健康福祉部 長寿介護課
長寿福祉グループ 0587-38-5811

岩倉市認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業の流れ

事前登録

行方不明の発生

ためらわず、まず 110 番！

110 番通報

岩倉市に連絡

- ・警察による捜索
- ・行方不明届の提出

ネットワークを活用して
市から関係機関等に情報提供・収集

- ・ほっと情報メール協力者
- ・地域見守り協力に関する協定締結事業者
- ・岩倉市内福祉関係施設 等

早期発見・保護

認知症高齢者等個人賠償責任保険

岩倉市が契約者となり個人賠償責任保険に加入することで、日常生活における偶然な事故でご家族等が損害賠償責任を負った場合などに、保険金の支払いを受けることができます。（線路内への立ち入り等を原因とする電車の遅延・運休に伴う損害等も補償対象です。）

- 【保険加入対象者】 ●岩倉市認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業に事前登録を受けた人
- 【受付】 ●事前登録の届出時に申請
- 【補償額】 ●個人賠償責任保険 上限 1 億円
- 【自己負担】 ●なし

認知症高齢者等個人賠償責任保険の流れ

事前登録申請時に保険手続きの申請を同時提出

事故等の発生

110 番通報

保険会社へ連絡

- ・事故時のご連絡(あいおいニッセイ同和損保)
0120-985-024
- ・24時間365日対応可能
- ・示談交渉サービスあり